中小企業関連 令和6年度税制改正のポイント



経済産業省

令和5年12月22日、令和6年度税制改正大綱が閣議決定されました。

本稿では、中小企業関連の税制改正のポイントをご紹介します。

詳細につきましては、経済産業省・中小企業庁ホームページをご覧ください。



中小企業庁 ホームページ

1. 構造的・持続的賃上げの実現

(1) 中小企業向け賃上げ促進税制(拡充・延長)

中小企業を対象に前例のない長期となる5年間の税額控除の繰越措置を創設。

さらに、教育訓練費を増やす企業への上乗せ措置(※)の要件を緩和するとともに、子育て との両立支援、女性活躍支援に積極的な企業への上乗せ措置を創設し、適用期限を3年間延 長。かつてない高い税額控除率(最大45%)を実現。

※教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の全雇用者 に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。

2. 中小・小規模事業者の事業承継・成長支援等

(1) 事業承継税制(特例承継計画の提出期限延長)

事業承継時の贈与税・相続税負担を実質ゼロにする事業承継税制の活用に必要な<u>特例承継</u>計画の提出期限を2年間(令和8年3月末まで)延長。

(2) 交際費課税の特例(拡充・延長)

交際費から除外されて損金算入できる飲食費に係る基準を、1人1回あたり5,000円から1万円に引上げ。

交際費等を年間800万円まで全額損金算入可能な中小法人の特例措置に係る<u>適用期限を3</u>年間延長。

(3) 中小企業事業再編投資損失準備金(拡充・延長)

認定からM&A実施までの期間を短縮できるよう認定プロセスを見直し、<u>適用期限を3年</u>間延長。

さらに、中堅・中小企業によるグループ化に向けた複数回のM&Aを集中的に後押しするため、産業競争力強化法において新設する認定を受けた法人に対し、次の新たな措置を追加。

- ① 損金算入される積立率の拡大(現行70%→2回目90%・3回目以降100%)
- ② 益金算入開始までの措置期間を長期化(現行5年→10年間)

(4) 中小企業の少額減価償却資産の特例(延長)

従業員500名以下の中小企業者が30万円未満の減価償却資産を取得した場合に、合計 300万円までを限度に、即時償却(全額損金算入)できる措置の適用期限を2年間延長。

※電子申告が義務づけられる出資金等が1億円超の組合等は従業員300名以下の場合、 対象。

(5) 地域未来投資促進税制(拡充)

地域経済のけん引役として良質な雇用を生み出すことが期待される、成長志向の中堅企業を支援すべく、大規模な設備投資に対して6%の税額控除を講じる中堅企業枠を新たに創設。

(6) 外形標準課税の見直し

外形標準課税の対象外となっている中小企業やスタートアップ(資本金1億円以下)は、引き続き対象外(新設法人も資本金1億円以下であれば対象外)。

- ※前事業年度に外形標準課税の対象(資本金1億円超)であった法人が、当該事業年度に 資本金1億円以下となっても、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合は、 外形標準課税の対象(令和7年4月1日施行予定)。
- ※資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下であっても、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは原則対象(令和8年4月1円施行予定)。

ただし、産業競争力強化法の認定を受けた事業者がM&Aを通じて買収した100% 子法人等については、5年間外形標準課税対象外。

なお、非課税又は所得割のみで課税される親法人(=資本金1億円以下の中小企業等) の100%子法人等は、引き続き外形標準課税の対象外。